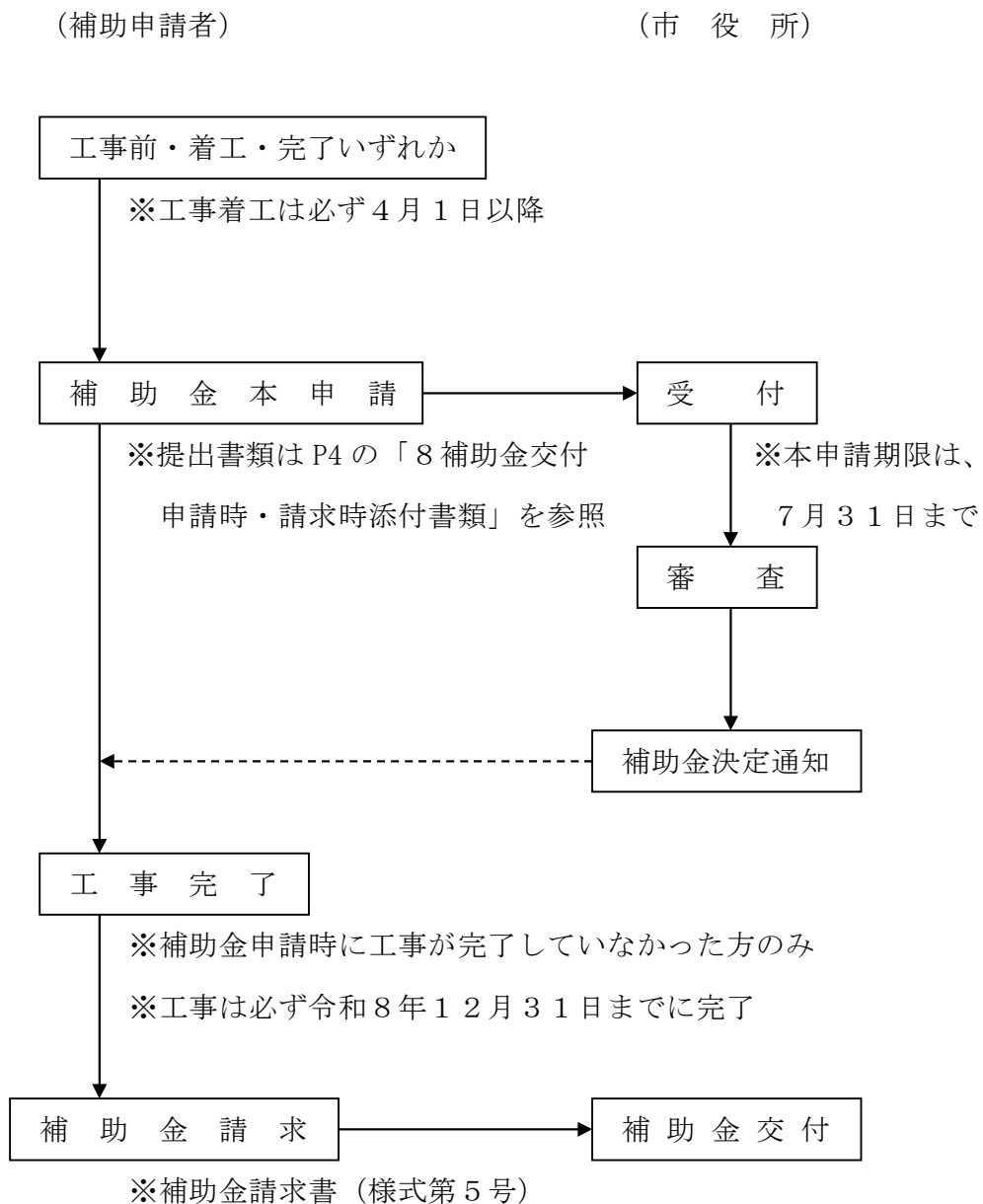


下妻市住宅リフォーム資金補助金申請の手引き

※必ずこの手引きをご覧ください、施工業者とリフォーム内容をよく相談してから、申請してください。

1 本申請から補助金交付までの主な流れ



※必ず、令和9年3月31日までに手続きしてください。

2 補助対象工事及び補助金の額

- (1) 下妻市に住民登録がある者（以下「市民」という。）が市内に有する個人住宅（自己居住用の家屋）又は併用・併存住宅の個人住宅部分におけるリフォーム工事が対象となります。ただし、東日本大震災に起因する工事及び一部の木造住宅耐震改修工事を除きます。また、国、県、他市町村、下妻市商工会または本市の同様の補助金（例：下妻市住宅用太陽光発電システム設置補助金等）との併用はできません。
- (2) リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え等の工事で、設備の改修を含み、消耗品の交換を除きます（消耗品か否かは、下妻市物品規則によります。）。
- (3) 消費税を除いた工事費が10万円以上の工事が補助対象となります。補助金は消費税を除いた工事費の10%（千円未満切捨て）ですが、上限が10万円となります。
- (4) 補助は、1世帯につき1回となります。

3 工事の時期

- (1) 令和8年4月1日以後に着工し、令和8年12月31日までに完了するものが対象です。
※補助金決定通知を受けても、令和8年12月31日までに完了しなかった場合、補助金は交付されません。
- (2) 工事予定期間について、別紙の資金補助金申請書に記入していただく必要があります。施工業者とよく相談の上、決定してください。

4 工事の施工業者

- (1) 補助対象となる工事は、市内施工業者が施工した場合です。
- (2) 市内施工業者とは、業者が個人の場合は、その業者の住民票が市内にあること、法人の場合は、本店の登記上の住所が市内であるか、支店、営業所又は事務所が市内にある場合です。
- (3) 補助対象は原則として1業者のみとなります。

5 申請者の要件（次の全てを満たす必要があります。）

- (1) 過去にこの補助を受けていないこと。
- (2) 下妻市民であること。

- (3) 補助対象となる住宅の所有者であること。所有者であることを登記簿その他の公的書類で確認できること。
- (4) 補助対象となる住宅に居住していること。
- (5) 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。
- (6) この工事について、他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

6 本申請手続き

- (1) 補助金申請書（様式第1号）に記入し、添付書類を添え、申請者または代理人（家族や工事施工業者・委任状不要）が下妻市役所商工観光課（下妻市役所内 2階）へ提出してください。

※補助金申請書に添付する必要がある書類については、8-(1)をご覧ください。

- (2) 本申請期限は、令和8年7月31日（金）までです。
- (3) 郵送でも受け付けますが、到達日翌日の処理となります。

「申請書郵送先」

〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所商工観光課

7 請求手続き

- (1) 補助金請求書（様式第5号）に記入・押印し、添付書類を添え、申請者または代理人（家族や工事施工業者・委任状不要）が下妻市役所商工観光課（下妻市役所内 2階）へ提出してください。

- (2) **請求期間は、交付決定後～令和9年3月31日（水）です。**

※補助金請求書に添付する必要がある書類と工事内容の確認方法について、補助金申請後に工事を行う方と、申請時に工事が完了している方で若干異なります。詳しくは8-(2)及び8-(3)をご覧ください。

8 補助金交付申請時・請求時添付書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類

- ① 同意書（様式第1号別紙）
- ② 住民票抄本（申請者本人のもの）【市市民課で取得可】

※住民票抄本を取得する際、「世帯主との続柄」、「個人番号（マイナンバー）」、「住民

票コード」、「本籍・筆頭者氏名」の記載は不要です。

- ③ 法務局で発行する登記事項証明書、登記事項要約書または市税務課で発行する家屋所有証明書

※家屋所有証明書を取得する場合、税証明等交付申請書に「リフォーム補助金の対象となる住宅の地番及びその所有者」を記入する必要があります。ご確認の上、申請してください。

- ④ 工事見積書の写し（市内施工業者の名義で作成したもの）

※工事が既に着工している、または完了している等の理由により、見積書が無い方につきましては、リフォーム業者に相談の上、再発行等を行った上でご提出をお願いします。

- (2) 補助金請求書（様式第5号）に添付する書類（これから工事を行う方）

- ① 工事完了証明書（様式第6号）
- ② 工事費の領収書の写し（市内施工業者の名義で作成したもの）
- ③ 工事の写真（同じ角度から撮影された施工前・施工後の写真）

※工事の写真（施工前・施工後のもの）は、必ず同じ角度から撮影してください。申請時には不要ですが、補助金請求時に提出が必要となります。

- (3) 補助金請求書（様式第5号）に添付する書類（既に工事が終わっている方）

- ① 工事完了証明書（様式第6号）
- ② 工事費の領収書の写し（市内施工業者の名義で作成したもの）
- ③ 工事の写真（施工後の写真）

※請求書提出後、現地で工事内容を確認いたします。日程につきましては、後日、こちらからご連絡し、調整いたします。

9 その他

- (1) 併用・併存住宅の工事であって建物全体の工事の場合、補助金額の計算は按分計算によります。

- (2) 中止する場合は、住宅リフォーム資金補助金中止届（様式第4号）を提出してください。
- (3) 本申請手続き及び請求手続きの受付期間内に、必要書類の提出がない場合は補助金の交付を取り消す場合があります。
- (4) 補助金決定通知後、請求までの間に工事金額や内容の変更があった場合には、補助金変更申請書（様式第3号）の提出が必要になる場合がございますので、下妻市役所商工観光課に必ずご相談ください。ただし、予算の都合上、工事金額の増加があった場合でも補助金が増額されない場合もあります。

「問合せ先」

0296-45-8993（直通） 下妻市役所商工観光課商工係